

警察庁 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	提案団体	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
									見解	補足資料	
	自地方に対する規制緩和	消防・安全	市道における一時停止の交通規制の警察署長権限を恒久的なものへ拡大	【制度改正の経緯】 道路交通法第105条第1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通の安全と円滑、③交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置して交通規制を行うことができることと定めております。各警察署から交通事故の危険性や交通規制に関する要望等により、都道府県公安委員会で許可している状況であり、市及び市村からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すくには対応していただけない状況です。 【支障事例】 通常の道路新設改良工事等に伴う交通規制については、工事の施工期間もありますので、事前に十分な期間を想定して協議をさせていただいておりますので、特に問題が生じているせんが、道路新設や拡幅等が交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において一時停止(止まれ)等の交通規制が必要になってくるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況にあります。「一時停止の白線一本を引く」という工事的には簡単な事ですが、この問題を解決するためには、道路交通法の改正や交差率のあり方そのものを見直す必要があると考えています。 【制度改正の必要性】 既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が来るまでに最低3ヶ月程度の期間を要し、更に現場施工完了までには2~3ヶ月程度の期間が掛っている現状です。地域住民は、交通量が増え危険を感じており、一日も早い安全対策を講じています。現行制度では対応が遅くなってしまいます。 【懸念の解消策】 一 都道府県警察本部 一 各都道府県警察本部で工事発注・施工という市町村から所轄の警察署へ、重大事項で都道府県警察本部で判断しているものであれば、その権限を所轄の警察署に移譲すれば、市町村と所轄の警察署間の協議になり、実行までの時間が短縮されるということになります。さらに、市町村と所轄の警察署間の協議より市町村の予算で施工することが出来れば短期間で設置ができます。	道路交通法第4条第1項、第3条、第43条、道路交通法施行令第2項第1項第9号	内閣府(警察庁)	民間団体	各府県からの第1次回答	見解	都道府県公安委員会と相互に十分な意思疎通を図ることによって解消されると考えますが、市民からの要望については、否を認めない所管の警察署から上申いただき、重要性の高い箇所から優先的に対応していただいている状況にあります。が、実行してから現状までには2ヶ月、さらに工事発注から設置まで3ヶ月となり、最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況にあるため、所管の警察署長の判断で処理できれば、期間短縮ができるというご提案はありました。国民の権利・自由を侵害する程度が大きいため対応不可という回答ですが、地元で最も早期の対応を望まれていること、地域の実情をも踏まえている所管の警察署長に権限を移譲し判断することが、手続の迅速化・効率化、地域の状況に応じた対応が図られると考えます。	
50	自地方に対する規制緩和	医療・福祉	危険ドラッグに対する警察官への立入検査等の権限の付与	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用して起こる犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。薬物の乱用から住民の健康を奪うとともに、住民が安心できるようなするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」といいます。)、大臣指定業者等に関する販売店舗等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。 このため、警察官は、単独で大臣指定業者等への立入検査等を行うことができない。 また、埼玉県では「埼玉県薬物の乱用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品、医療機器等法の罰則にかかわらず、危険ドラッグのうち、知事や指定した業者を業務上取り扱う場所その他必要な場所にも立ち入り、調査せし、又は関係者に質問させることができるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等を行えることにより、 医薬品、医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じて、警察官単独で立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づき危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員のみで実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応ができていない。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条第1項(立入検査等)	厚生労働省、内閣府(警察庁)	埼玉県	現行規定で対応可能であり、厚生労働省及び警察庁としては、法改正の必要はない。 (理由) 麻薬取締官、麻薬取締員及び麻薬監視員が実施する立入検査に対し、警察官が必要な協力をを行うなど関係機関が連携した各種機能を推進してきたことにより、平成26年3月時点で全国に16店舗存在した危険ドラッグの販売店舗は、平成27年7月に閉鎖が確認された。このように、警察官による立入検査権限が無い現行規定下であっても、関係機関が連携することにより十分な対応が行われている。麻薬及び凶器取締法第54条第5項に定める事項について、司法警察員として職務を行うことのできる都道府県職員であり、且つ立入検査権限も有している。以上の理由から、副提案の立入検査権限を警察官に付与する必要性は認められない。			
126	A 権限移譲	消防・安全	公安委員会が市道に設置した停止線の補修について	【現行の制度】 道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。 【支障事例】 交通規制のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上で補修できるが、停止線は所管が異なるために間に補修を依頼することになり、非効率である上、県において予算割がなされていない等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の黒点歩道)ケースもある。 【制度改正の効果】 設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。新設では無く、既設の補修に関わる権限のため、交通ネットワークを妨げることなく円滑な交通流を促進し、交通事故の抑止につながる。	道路交通法第4条	内閣府(警察庁)	春日井市	都道府県公安委員会は、道路交通法(昭和38年法律第105号。以下「法」といいます。))第4条第1項の規定に基づき、市道における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するために必要であると認めるときは、信号機又は道路標識又は道路標示を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができることとされている。 法第43条に規定する道路標識により一時停止の交通規制が行われている場合に車両が停止する位置を示す必要がある場所等に設けられた停止線は、都道府県公安委員会が設置・管理する道路標示であり、その補修も管理の一環として都道府県公安委員会が実施するものである。 交通規制については、その効果や影響等の様々・確率・確率的に異なり、道路及び交通安全施設等の整備、交通流・量等の交通状況及び治道状況の変化、道路利用者のニーズの変化等によって、実態に合わなくなった場合は必要な見直しを行うこととしており、都道府県公安委員会としては、道路標識、道路標示を設置すれば、対応が終了するわけではない。その後の管理を法的に同一に行い、警察官による迅速な対応を推進することによって、交通規制の効率的な推進を図るべきであり、道路標識・道路標示の設置と管理を一体として行うことは、確たる交通規制を実施する上で必要不可欠である。 したがって、本件提案への対応は不可である。 なお、同一の時期に同一の場所に設けられた停止線と「止まれ」の法定外表示についても、その老朽化の状況等は同一でないことから、両者の補修時期を同一とする必要はなく、それぞれの状況等に応じて、適時適切に補修すべきであるとの見解を示す。	了解しました。		
285	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	管理捕獲従事者に対するライフル銃の所持許可の適用	【現行の制度】 現在の制度では、猟銃の所持経験が10年未満の場合であっても、猟員が自ら捕獲を行うのであれば、当該猟員は、銃砲刀剣所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業」に対する被害を防止するためライフル銃による猟銃の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃を所持することができる。 一方、県との協議委託契約に基づく猟獲業者であるワイルドライフルシューターは、県の指揮命令下に置かれて捕獲を実施しているが、それが県民による捕獲ではないという理由により、「事業」に対する被害を防止するためライフル銃による猟銃の捕獲を必要とする者に該当しない。 【提案の経緯】 狩猟(鳥獣)は、シカによる自然増殖の急速な減少や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「シカ管理計画」を策定し、自然増殖回復や農林業被害軽減を目標として管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。 平成年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣するためワイルドライフルシューターとして県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山標等において、少人数による捕獲などを実施している。 【具体的な支障事例】 高標高域の山標等における捕獲では、射程が長く距離が遠いライフル銃が適する必要があるが、ワイルドライフルシューターは、事業を実施する県からの委託により派遣されて猟銃の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業」に対する被害を防止するためライフル銃による猟銃の捕獲を必要とする者」には該当しない。猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 高標高域の山標等での捕獲を実施する上での特約を踏まえた上で、猟銃所持経験が10年未満のワイルドライフルシューターであったライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。 ※【提案の経緯】、【具体的な支障事例】については、別紙に追加記載あり。	銃砲刀剣所持等取締法第5条の2第4項第1号	内閣府(警察庁)	神奈川県	ライフル銃は命中精度および殺傷効果が散弾銃や空気銃に比べて高くなっており、これが凶器として使用される場合における威力および正確な威力が極めて強大であることから、その所持は本人に重大なリスクと伴って、所持を認めるも危険性の少ない者に限って規定することとしている。 このうち、「事業」に対する被害を防止するためにはライフル銃による猟銃の捕獲を必要とする者」とは、県民による捕獲を必要とする者とは異なる。また、「事業」に対する被害を防止するためには、猟銃の所持経験が10年未満の場合でもライフル銃の所持が可能なよう再度検討いただきたい。 ① 猟銃による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条に基づき、市町村が実施隊を設置してその隊員に猟銃を所持させた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)以下「鳥獣保護管理法」といいます。第9条第1項の規定に基づき許可を受けて行う猟銃の捕獲を実施する場合 ② 鳥獣保護管理法第18条の2に基づき認定を受けた鳥獣保護等事業者がその捕獲従事者に猟銃を所持せしめ、同法第7条の2に規定する第二種特定鳥獣管理計画が定められている区域において、当該区域内の農林水産業に従事する又は従業者として従事する者又は事業協働組合等の農林水産業に関する法人から農林水産業に係る被害を防止するために委託を受け、又は同法第14条の2第7項に基づき指定管理業務等事業者の委託を受け鳥獣の捕獲に従事する場合であって、ライフル銃を所持させた上で捕獲に従事させる必要があると認められ、一定の厳格なライフル銃の保管・管理が確保されている場合には、上記の場合と同様にライフル銃を必要とし、かつ、適切な取扱いを確保できることから「事業」に対する被害を防止するためにライフル銃による猟銃の捕獲を必要とする者に該当するとしていることである。 ワイルドライフルシューターについては、上記①、②のいずれにも該当せず、「事業」に対する被害を防止するためにはライフル銃による猟銃の捕獲を必要とする者」には該当しない。 また、本件の鳥獣の捕獲等については、派遣委託により行われること、県が指導監督又は業務委託により捕獲事業を実施する場合に比べて責任の所在が不明確になる(労務管理責任は派遣元が負い、捕獲賠償責任は県が負うこととなるなど)おそれもあり、農林水産業を自ら営む者と同一にライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めるも危険性が少ないとは認められない。			

警察庁 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針	対応方針の措置(検討)状況		対応方針の措置(検討)状況	
					※平成26年対応方針(平成27年12月22日閣議決定)に記載があるものは当該措置を「済」として併記 ※平成27年対応方針(平成27年12月22日閣議決定)に記載があるものは当該措置を「予定」として併記	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
1	<p>瀬戸町、三鷹市、野々市市、沼津市、豊田市、宮崎市</p> <p>○新設の信号機又は新設の一時停止・横断歩道等の設置について、地元自治会及び通学路周辺の市民からの要望が多くあり、毎年本市で要望箇所を取りまとめ、所轄の警察署に提出しているが、県本部とのやり取りが年1回しかないという状況であり、実施までに1年以上の期間を要している。また、要望の箇所が多いため、所轄で要望箇所を絞り込み、更に県本部とのやり取り時に要望箇所を絞り込んでいるため、年間1箇所程度の要望しか対応できていない。改正を強く要望する。</p> <p>○生活道路を始めとした市道における「一時停止(止まれ)」等の交通規制に関する地域要望は多いが、所轄警察署が可否を判断し、回答までには1か月程度期間を要する。所轄警察署において、交通規制が必要と判断された場合であっても、県本部(公安委員会)での判断により規制不可、あるいは優先順位により実施までには更に期間を要する。地域の道路事情、交通形態の変化に対し、迅速に対応できていないため、制度改正が必要と考える。</p>	<p>【全国知事会】 所轄警察署からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 各府省からの回答が現行規定で可能となっているが、事業開始については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>【警察庁】 第1次回答のとおり、交通規制は、国民に対して一定の行為を禁止し、制限し、又は一定の行為をなすべき義務を課し、具体的な交通ルールを設定するものであり、その適用期間が長くなれば、国民の権利・自由を侵害する程度が大きくなることから、その実施に向けた十分な検討を行う必要がある。このため、適用期間が1月を超える交通規制については、都道府県警察を管理する都道府県公安委員会の意見決定によることが適当である。</p> <p>なお、手続の迅速化・効率化については、交通規制を行うに当たって、現地調査等の所要の行程が不可欠であるため、一定の期間は必要となるもの、警察庁においては、警察内部における意思決定の迅速化等により、必要な交通規制が適時適切に実施されるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。</p> <p>また、道路標識等の設置に当たっては、意思決定手続のほか、予算執行手続に時間を要するところ、警察において予算執行手続の迅速化を図ることは困難であるが、個別具体的な交通規制を実施する上で優先順位に関して、都道府県公安委員会と地方公共団体との間で協議の推進があるのであれば、相互に十分な意思疎通を図ることによって御指摘の懸念は解消されるものと思料される。</p>	<p>【警察庁】 (1)道路交通法(第38条105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる交通規制が迅速に実施されることが望ましいことと都道府県警察に平成27年度から周知する。</p>	<p>通知</p>	平成28年2月12日	<p>「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年10月20日付事務連絡) 警察庁生活安全局保安課</p>	<p>今後の予定</p>	
90		<p>【全国知事会】 所轄警察署からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 各府省からの回答が現行規定で可能となっているが、事業開始については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>							
126	<p>野々市市、所沢市、豊田市、甘日市市</p> <p>○公安委員会所管の標示と道路管理者所管の標示が混在している状況にあって、予算都合により道路管理者の所管のみを補修することにより安全性が低下する事態が生じている。特に春日井市提案の停止線+止まれと道路線+中央線を補修した際に標識の表示が薄見えにくくなるなどの事例がある。公安委員会所管の標示であっても道路管理者・公安委員会の事前協議があることを前提に、道路管理者にて補修できるようになることで、安全性の向上につながる。</p> <p>○「止まれ」は所轄警察署と協議の上、修繕を実施しているが、停止線は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。市内多くの箇所で修繕が必要な箇所が多く、また、地域からの要望も多い。公安委員会・修繕の要望しても、修繕までに多くの期間を要する。修繕について道路管理者で施工可能になれば安全性の向上につながる。ただし、地方財政法第28条の2に抵触するおそれがあるため、法律の改正が必要と思われる。</p>	<p>【全国知事会】 事故防止等の安全確保の方策を構築すべき。</p>	<p>【全国知事会】 道路標示は、都道府県公安委員会が道路ネットワーク全体の機能を通じて設置する道路標識と一体的に設置しているため、引き続き都道府県公安委員会の事務・権限とするべきである。</p> <p>【全国市長会】 停止線の補修については、提案団体の意見を十分尊重されたい。なお、提案のとおり、希望する市への移譲とともに、予算措置等の対応を行うこと。</p>						
295		<p>【全国知事会】 事故防止等の安全確保の方策を構築すべき。</p>	<p>【全国知事会】 道路標示は、都道府県公安委員会が道路ネットワーク全体の機能を通じて設置する道路標識と一体的に設置しているため、引き続き都道府県公安委員会の事務・権限とするべきである。</p> <p>【全国市長会】 停止線の補修については、提案団体の意見を十分尊重されたい。なお、提案のとおり、希望する市への移譲とともに、予算措置等の対応を行うこと。</p>	<p>【警察庁】 (1)鳥獣対策(鳥)の駆除事業に係るものであり、第1次回答でお示した鳥獣による農林水産業等に被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊ではないことから、併しく第1次回答でお示した鳥獣被害管理に基づく指定管理鳥獣捕獲事業について検討する。</p> <p>第1次回答でもお示したとおり、鳥獣保護管理法第18条の2に基づき指定管理鳥獣捕獲事業者(以下「指定事業者」という。)の捕獲従事者は、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による駆除の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃の所持に係る特例が認められる。</p> <p>ライフルライフル銃については、現行の運用のままではライフル銃の所持に係る特例を認めることはできないものの、鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲事業等において、神奈川県が認定事業者となり、その捕獲従事者として活動することで、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による駆除の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持に係る特例が認められ得ると解される。</p>	<p>【警察庁】 (1)鳥獣対策(鳥)の駆除事業等取組法(第33条6) ライフル銃の所持許可(5条の2第4項)については、地方公共団体が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(第14法88)18条の2に基づく都道府県知事の認定を受けて指定管理鳥獣捕獲事業を実施する場合、その捕獲従事者にライフル銃を所持した上で捕獲等に従事させる必要があると認めるときは、当該捕獲従事者が労働者派遣契約に基づく派遣労働者である場合でも、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による駆除の捕獲を必要とする者」(5条の2第4項1号)に該当し、許可の対象となり得ることを都道府県警察に平成27年度中に通知する。</p> <p>【措置済み】(平成27年10月20日付警察庁生活安全局保安課通知)</p>	<p>通知</p>	平成27年10月20日	<p>「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者について」(平成27年10月20日付事務連絡) 警察庁生活安全局保安課</p>	